

第8章 実現化方策の検討

1. 整備工程

佐倉市第4次総合基本計画や都市マスターPLANとの調和を図りながら、本計画に基づく基本設計及び実施設計を平成25年度以降も継続して策定し、その後、段階的に便益施設等の整備を行う。

まずは、平成26年度の園路の供用開始を目指したい。

2. 今後の課題

(1) 整備・活用について

整備検討委員会では、ガイダンス施設や駐車場は、史跡の南西側に隣接する民有地がもっとも適当と判断されたため、入手する方向で府内の調整を進める。ただし、駐車スペースを十分に確保できないことから、公共交通機関の利用を前提とした整備を検討する。

また、管理用通路として整備を検討している小学校と史跡の境界にある通路については学校用地であることから、教育委員会内部での調整を進めていく。

(2) 保存・管理について

東地区の植生復元については、遺跡保護の観点から樹種と位置を慎重に検討し、学校地区については、学校を含めた教育委員会内部での協議が必要である。とくに、史跡保護と防犯上の観点から、学校地区の土砂の流出防止や安全対策を講じる必要がある。

植生の管理については、小学校や地域ボランティアの参加の方策とその条件を整備することが課題である。

(3) 発掘調査について

これまで学校敷地内において遺構の分布と性格の把握のための調査を継続して行った結果、およそ遺構が残存する範囲を把握することができたが、東側谷部については建設残土が厚く堆積していたため未調査である。今後は、水場遺構の有無を含めた当時の谷部の状況を把握するための調査やマウンドの構造と性格を把握するための調査の是非について検討する。

(4) 未指定地の取扱いについて

学校敷地内については、既存校舎やプール等の下にも遺構・遺物が残存している可能性があるため、今後計画されている既存校舎の耐震補強や増改築等の工事に際し、その取扱いについて文化庁をはじめ、関係機関と連絡をとりながら適切な方策を検討する。

また、一体的な遺跡保護の観点から、指定範囲の拡大を見据えた未指定地（学校敷地と井野つ子山公園）の取扱いに関する指針を立てる必要がある。